

滋賀労働局発表

令和4年1月28日（金）

担 課 長 補 佐 官	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	長 中野 智
	課 長 補 佐 上田 浩司
	当 高齢者対策担当官 北川 尚子
電話：077-526-8686	

外国人雇用事業所数は9年連続で増加、 労働者数は2年ぶりに増加し過去最高値

～「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）～

滋賀労働局（局長 待鳥 浩二）は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく県内事業所の外国人雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1. 外国人労働者を雇用している事業所数は2,450事業所で、前年同期に比べ155事業所（6.8%）増加した。9年連続の増加で、過去最高となっている。
2. 外国人労働者数は20,881人で、前年同期に比べ870人（4.3%）増加した。【7頁参照】
3. 国籍別では、ブラジルが7,018人と最も多く、全体の33.6%を占め、次いでベトナム5,004人（24.0%）、中国（香港、マカオを含む）2,720人（13.0%）の順となっている。【図1、別表2、別表4】
4. 外国人労働者を雇用している事業所の産業別では、製造業が935事業所と最も多く、全体の38.2%を占めている。【図3、別表1、別表2】
また、製造業の事業所に雇用される労働者数は、9,936人と47.6%を占めている。【図5、別表1】
5. 外国人労働者を雇用している事業所の規模別では、30人未満規模の事業所数が1,313事業所で全体の53.6%を占め、外国人労働者数は、100～499人規模の事業所が6,866人と全体の32.9%を占めている。【図4、図6、別表2、別表3】
6. 平成31年4月より新たに創設された在留資格「特定技能」外国人労働者数は236人で、前年同期に比べ、159人（206.5%）増加した。【別表5】

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者※です。

※特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除きます。

II 届出状況のまとめ

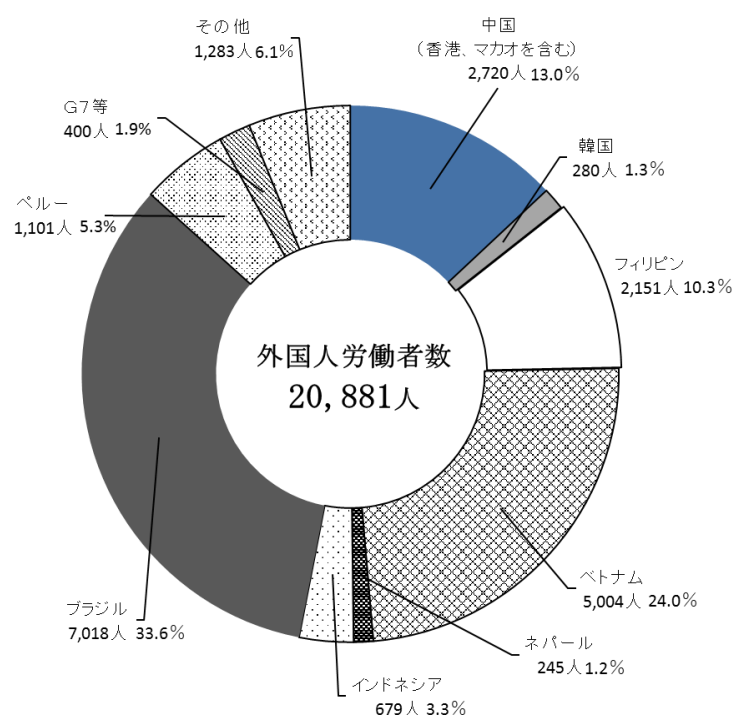
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況【別表 1、7 頁グラフ】

- (1) 令和 3 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 2,450 事業所と 155 事業所（6.8%）の増加、外国人労働者数は 20,881 人と 870 人（4.3%）の増加となった。
- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 449 事業所となり、当該事業で雇用される労働者数は 9,627 人で、外国人雇用事業所数全体の 18.3%、外国人労働者数全体の 46.1% を占めている。

2 外国人労働者の属性【別表 2、4】

- (1) 国籍別にみると、ブラジルが外国人労働者数全体の 33.6% を占め、次いでベトナム 24.0%、中国（香港、マカオを含む） 13.0% の順となっている。

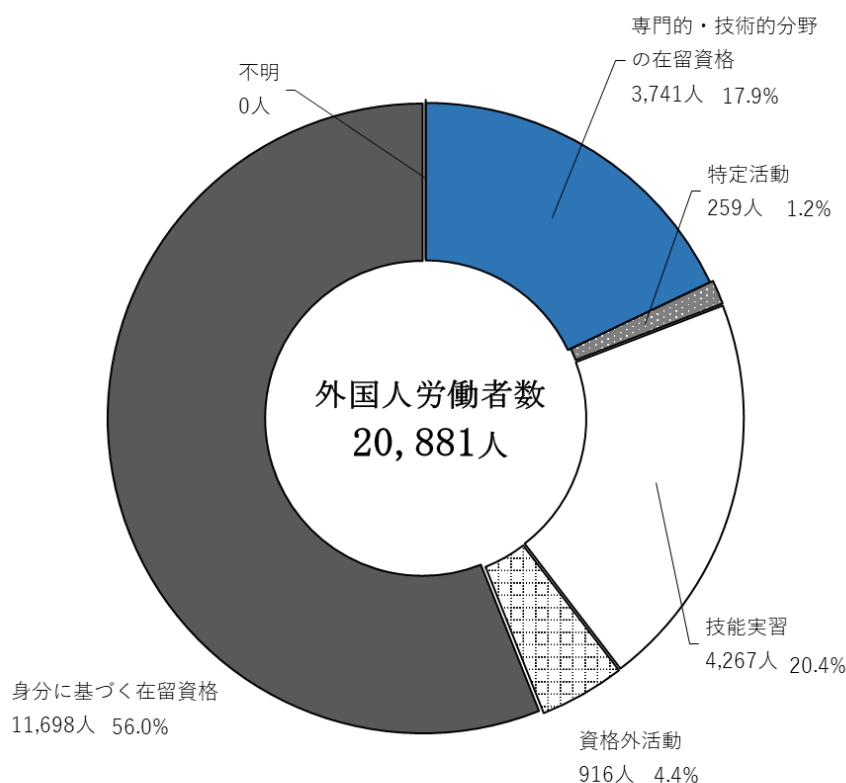
図 1 国籍別外国人労働者数の割合



*G7 等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

- (2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格*1」が外国人労働者全体の56.0%を占め、次いで、技能実習生等の「技能実習」が20.4%、「専門的・技術的分野の在留資格*2」が17.9%となっている。

図2 在留資格別外国人労働者数の割合



- (3) 国籍別の在留資格をみると、中国は「技能実習」が37.2%と約4割弱を占め、次に「身分に基づく在留資格」31.0%、「専門的・技術的分野の在留資格」20.6%の順となっている。

ブラジル及びペルーは「身分に基づく在留資格」がそれぞれ99.7%、99.6%と大部分を占めている。また、「永住者」については、ブラジル国籍者の40.3%、ペルー国籍者の53.0%を占めている。

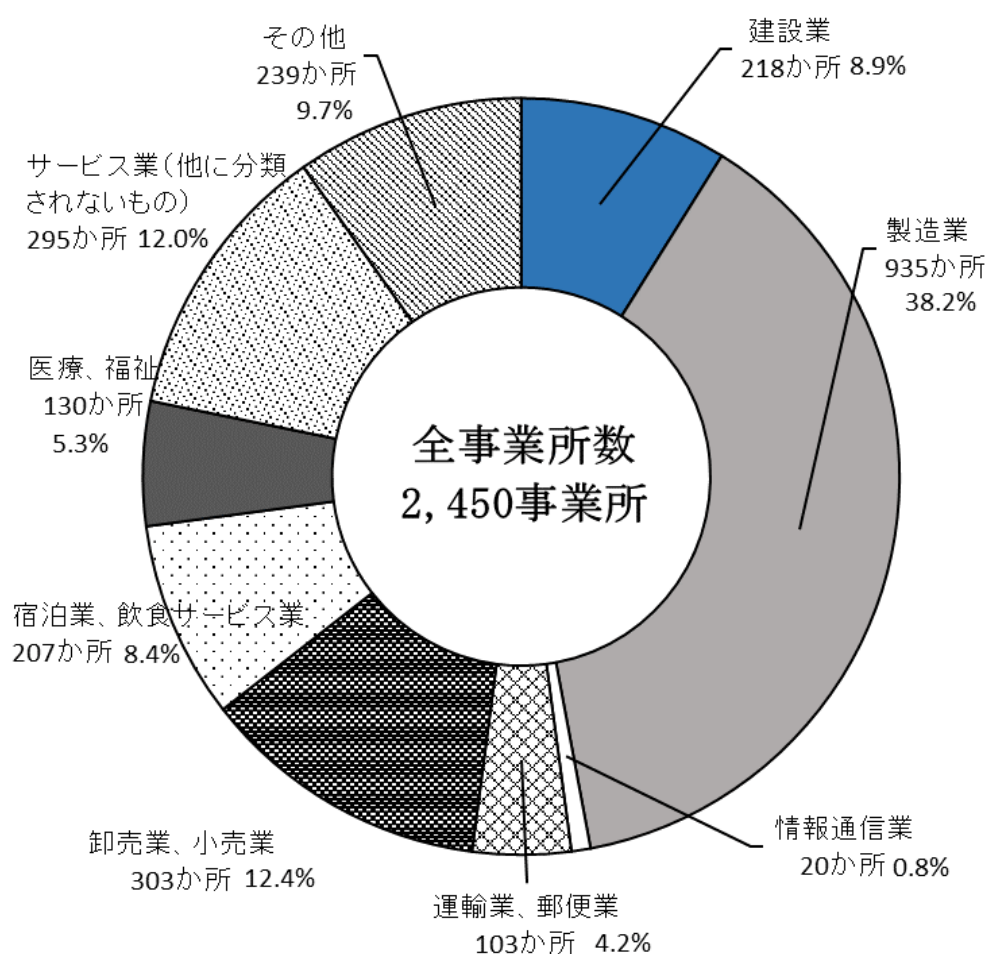
ベトナムは「専門的・技術分野の在留資格」が、47.9%、次に「技能実習」が、42.0%とこれらで大部分を占めている。

-
- *1 「身分に基づく在留資格」には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- *2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号、2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興業」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性【別表1、2、3】

- (1) 産業別にみると、「製造業」が38.2%を占め、次いで「卸売業、小売業」が12.4%、「サービス業（他に分類されないもの）*3」が12.0%、「建設業」8.9%となっている。

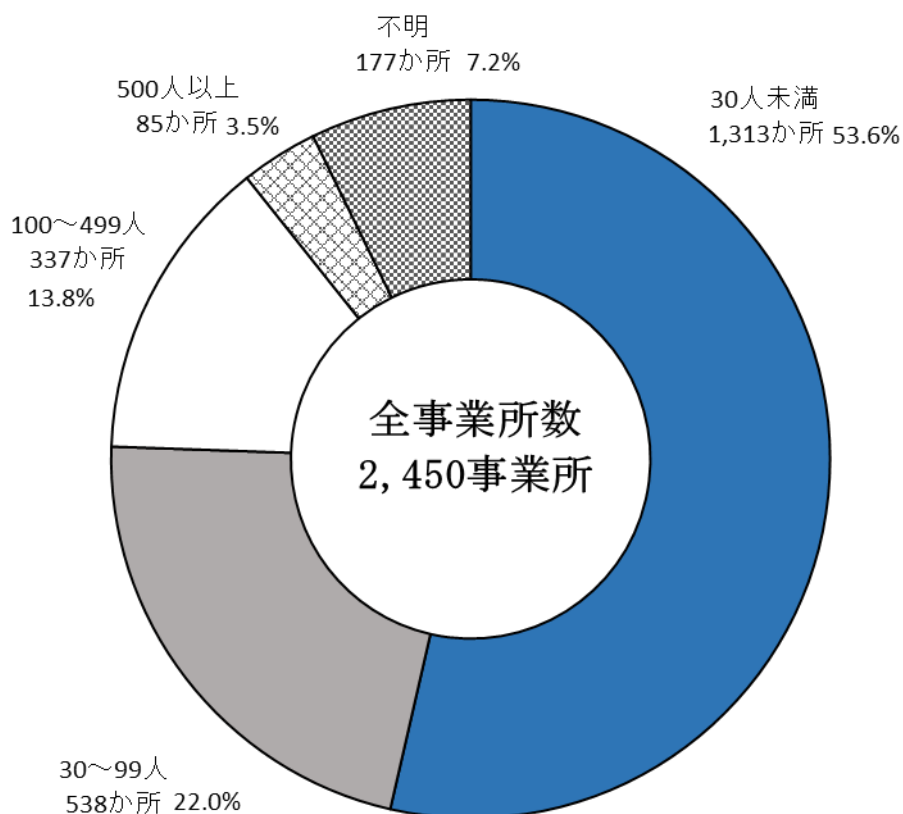
図3 産業別外国人雇用事業所数の割合



*3「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

- (2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の53.6%を占める。

図4 事業所規模別外国人雇用事業所数の割合



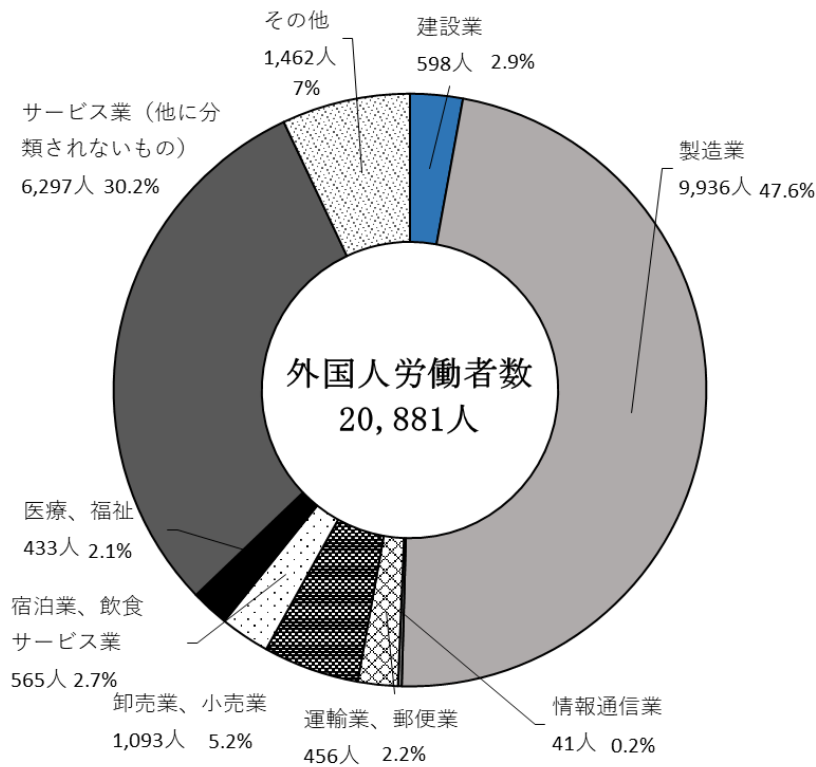
4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態【別表1、3】

- (1) 産業別にみると、「製造業」が47.6%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が30.2%となっており、2業種で全体の約8割弱となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は、「製造業」全体で雇用される外国人労働者の33.1%にあたる3,289人、「サービス業（他に分類されないもの）」で同89.3%にあたる5,625人となっている。

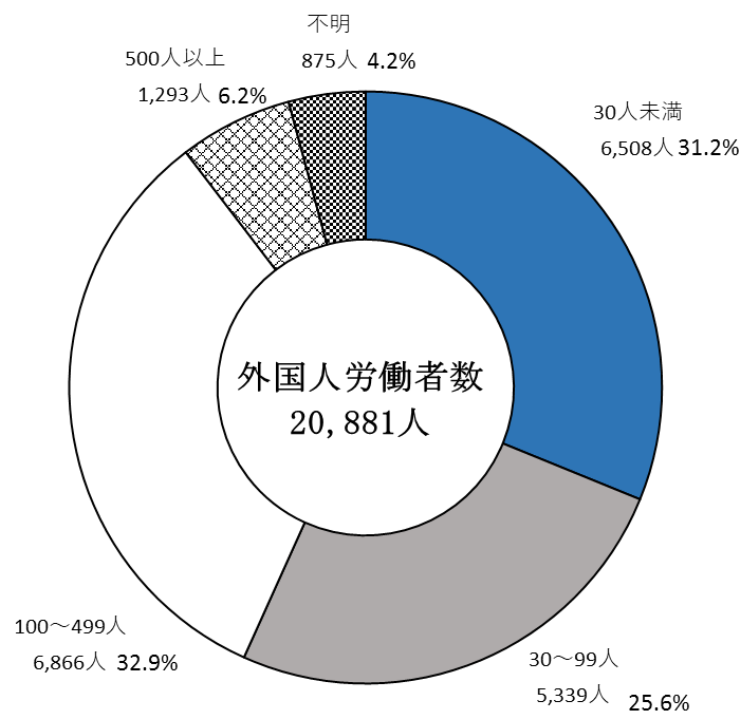
「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」、「繊維業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ65.4%（1,263人）、49.9%（317人）となっている。

図5 産業別外国人労働者数の割合

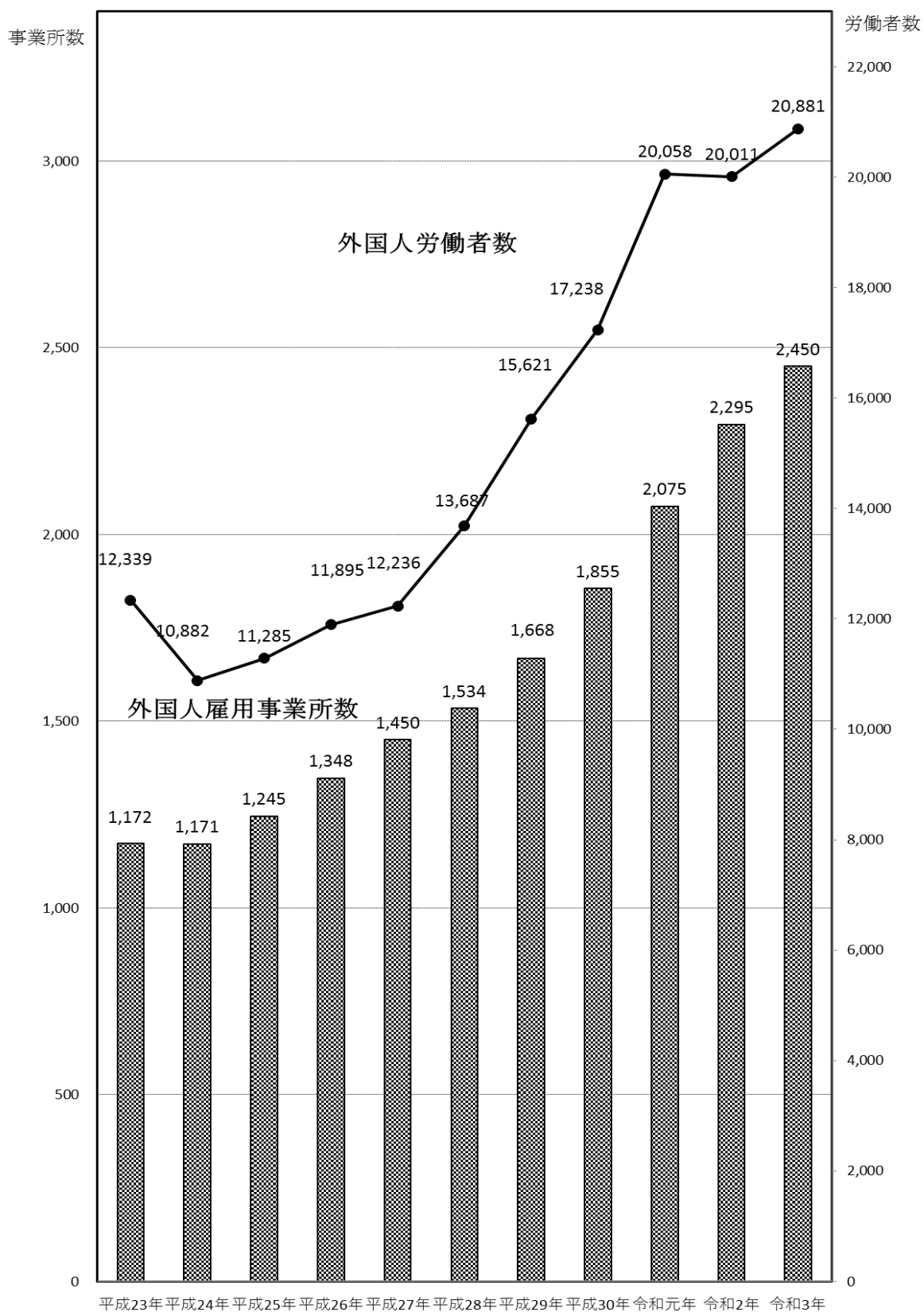


- (2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「100～499人」規模の事業所の占める割合が32.9%と最も高くなっている。

図6 事業所規模別外国人労働者数の割合



外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



〔別表１〕 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和３年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所〔比率〕			うち派遣・請負労働者〔比率〕	
全産業計	2,450	449 〔18.3〕	100.0	20,881	9,627 〔46.1〕	100.0
A 農業、林業	43	4 〔9.3〕	1.8	139	7 〔5.0〕	0.7
うち 農業	39	4 〔10.3〕	1.6	130	7 〔5.4〕	0.6
B 漁業	0	0 -	0.0	0	0 -	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	1 〔33.3〕	0.1	8	1 〔12.5〕	0.0
D 建設業	218	14 〔6.4〕	8.9	598	28 〔4.7〕	2.9
E 製造業	935	167 〔17.9〕	38.2	9,936	3,289 〔33.1〕	47.6
うち 食料品製造業	62	7 〔11.3〕	2.5	1,225	136 〔11.1〕	5.9
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	6	1 〔16.7〕	0.2	17	4 〔23.5〕	0.1
うち 繊維工業	67	9 〔13.4〕	2.7	635	317 〔49.9〕	3.0
うち 金属製品製造業	130	21 〔16.2〕	5.3	886	210 〔23.7〕	4.2
うち 生産用機械器具製造業	72	10 〔13.9〕	2.9	776	207 〔26.7〕	3.7
うち 電気機械器具製造業	120	35 〔29.2〕	4.9	1,931	1,263 〔65.4〕	9.2
うち 輸送用機械器具製造業	63	17 〔27.0〕	2.6	882	133 〔15.1〕	4.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 -	0.0	0	0 -	0.0
G 情報通信業	20	7 〔35.0〕	0.8	41	20 〔48.8〕	0.2
H 運輸業、郵便業	103	11 〔10.7〕	4.2	456	31 〔6.8〕	2.2
I 卸売業、小売業	303	13 〔4.3〕	12.4	1,093	49 〔4.5〕	5.2
J 金融業、保険業	7	2 〔28.6〕	0.3	21	6 〔28.6〕	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	9	0 〔0.0〕	0.4	31	0 〔0.0〕	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	41	15 〔36.6〕	1.7	276	216 〔78.3〕	1.3
M 宿泊業、飲食サービス業	207	4 〔1.9〕	8.4	565	8 〔1.4〕	2.7
うち 宿泊業	28	1 〔3.6〕	1.1	111	5 〔4.5〕	0.5
うち 飲食店	177	3 〔1.7〕	7.2	446	3 〔0.7〕	2.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	41	1 〔2.4〕	1.7	177	1 〔0.6〕	0.8
O 教育、学習支援業	37	4 〔10.8〕	1.5	289	36 〔12.5〕	1.4
P 医療、福祉	130	9 〔6.9〕	5.3	433	38 〔8.8〕	2.1
うち 医療業	29	1 〔3.4〕	1.2	120	3 〔2.5〕	0.6
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	101	8 〔7.9〕	4.1	313	35 〔11.2〕	1.5
Q 複合サービス事業	20	4 〔20.0〕	0.8	45	8 〔17.8〕	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	295	183 〔62.0〕	12.0	6,297	5,625 〔89.3〕	30.2
うち 自動車整備業	17	0 〔0.0〕	0.7	66	0 〔0.0〕	0.3
うち 職業紹介・労働者派遣業	126	111 〔88.1〕	5.1	3,705	3,476 〔93.8〕	17.7
うち その他の事業サービス業	100	64 〔64.0〕	4.1	2,304	2,048 〔88.9〕	11.0
S 公務（他に分類されるものを除く）	29	5 〔17.2〕	1.2	292	95 〔32.5〕	1.4
T 分類不能の産業	9	5 〔55.6〕	0.4	184	169 〔91.8〕	0.9

注1：産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「うち派遣・請負労働者〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100％にならない場合がある。

[別表 2] 産業別・規模別外国人雇用事業所数及び国籍別・在留資格別外国人労働者数 (滋賀労働局)

各年10月末現在

	事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数 (人)		対前年増減比 (%)
			男性	女性	
平成31年	2,075	11.9	20,068	11,475	8,583
令和2年	2,295	10.6	20,011	11,345	8,666
令和3年	2,450	6.8	20,881	11,707	9,174

事業所数

	事業所総数	令和3年 派遣・請負	令和2年 派遣・請負	対前年増減比 (%)	
				男性	女性
産業別	製造業	2,450	449	446	6.6
	情報通信業	935	167	165	2.9
	卸売業、小売業	20	7	6	33.3
	宿泊業、飲食サービス業	303	13	12	15.6
	教育、学習支援業	207	4	182	5
	サービス業（他に分類されないもの）	37	4	35	4
	その他	295	183	293	185
	30人未満	653	71	599	69
	30～99人	1,313	227	1,214	239
	100～499人	538	127	524	126
事業所規模別	500人以上	337	69	325	66
	不明	85	14	77	13
		177	12	155	12

注1：（ ）内の数値は、一事業所あたりの平均外国人労働者数を示す。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における事業所のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数

注3：産業分類は、平成26年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

外国人労働者数

	外国人労働者総数	令和3年 派遣・請負	令和2年 派遣・請負	対前年増減比	
				派遣・請負	派遣・請負
在留資格別	専門的・技術的分野の在留資格	3,741	3,063	8,820	4.3
	うち技術	2,958	2,443	965	21.1
	うち人文知識・国際業務	259	70	34	91.9
	特定活動	4,267	4,940	620	▲ 20.8
	技能実習	916	967	174	▲ 5.3
	資格外活動	552	688	104	▲ 19.8
	うち留学	11,698	10,605	6,895	10.3
	身分に基づく在留資格	5,396	4,890	2,672	10.3
	うち永住者	1,764	1,692	1,027	4.3
	うち日本人の配偶者等	201	174	118	15.5
国籍別	うち永住者の配偶者	4,337	4,149	3,078	4.5
	うち定住者	0	0	0	-
	不明	2,720	3,089	576	▲ 11.9
	中国（香港、マカオを含む）	280	275	51	1.8
	韓国	2,151	2,028	915	6.1
	フィリピン	5,004	4,345	1,310	15.2
	ベトナム	245	200	37	22.5
	ネパール	679	70	83	▲ 8.2
	インドネシア	7,018	4,944	6,652	5.5
	ブラジル	1,101	683	1,020	7.9
その他	G7 等	400	409	107	▲ 2.2
	うちアメリカ	237	71	246	▲ 3.7
	うちイギリス	40	7	38	5.3
		1,283	441	1,253	2.4

注1：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している労働者数

注2：「国籍別」欄は、平成30年よりネパールを追加

注3：在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」を含む

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表3] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和3年10月末現在

(単位：所、人、%)

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比	一事業所あたりの 外国人労働者数	
	うち派遣・請負事業所 [比率]	449 [18.3]		20,881	9,627 [46.1]		100.0	8.5
全事業所規模計	2,450		100.0					
事業所労働者数	30人未満	1,313	53.6					
	30～99人	538	22.0					
	100～499人	337	13.8					
	500人以上	85	3.5					
不明	177		7.2					

注1：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

〔別表 4〕 国籍別・在留資格別外国人労働者数（滋賀労働局）

令和 3 年 10 月 末 現 在

（単位：人）

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の在 留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等		うち定住者
総数	20,881	3,741 (17.9%)	2,958 (14.2%)	259 (1.2%)	4,267 (20.4%)	916 (4.4%)	552 (2.6%)	11,698 (56.0%)	5,396 (25.8%)	1,764 (8.4%)	201 (1.0%)	4,337 (20.8%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	2,720 [13.0%]	561 (20.6%)	418 (15.4%)	34 (1.3%)	1,012 (37.2%)	271 (10.0%)	221 (8.1%)	842 (31.0%)	564 (20.7%)	183 (6.7%)	36 (1.3%)	59 (2.2%)	0 (0.0%)
韓国	280 [1.3%]	82 (29.3%)	74 (26.4%)	9 (3.2%)	0 (0.0%)	26 (9.3%)	22 (7.9%)	163 (58.2%)	117 (41.8%)	32 (11.4%)	1 (0.4%)	13 (4.6%)	0 (0.0%)
フィリピン	2,151 [10.3%]	74 (3.4%)	51 (2.4%)	23 (1.1%)	323 (15.0%)	20 (0.9%)	14 (0.7%)	1,711 (79.5%)	904 (42.0%)	273 (12.7%)	54 (2.5%)	480 (22.3%)	0 (0.0%)
ベトナム	5,004 [24.0%]	2,395 (47.9%)	2,150 (43.0%)	116 (2.3%)	2,101 (42.0%)	295 (5.9%)	81 (1.6%)	97 (1.9%)	46 (0.9%)	34 (0.7%)	3 (0.1%)	14 (0.3%)	0 (0.0%)
ネパール	245 [1.2%]	71 (29.0%)	56 (22.9%)	18 (7.3%)	4 (1.6%)	129 (52.7%)	66 (26.9%)	23 (9.4%)	14 (5.7%)	2 (0.8%)	4 (1.6%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)
インドネシア	679 [3.3%]	49 (7.2%)	22 (3.2%)	11 (1.6%)	560 (82.5%)	14 (2.1%)	12 (1.8%)	45 (6.6%)	29 (4.3%)	14 (2.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
ブラジル	7,018 [33.6%]	15 (0.2%)	6 (0.1%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	6,999 (99.7%)	2,831 (40.3%)	980 (14.0%)	68 (1.0%)	3,120 (44.5%)	0 (0.0%)
ペルー	1,101 [5.3%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	1,097 (99.6%)	584 (53.0%)	62 (5.6%)	23 (2.1%)	428 (38.9%)	0 (0.0%)
G 7 等	400 [1.9%]	264 (66.0%)	53 (13.3%)	6 (1.5%)	0 (0.0%)	11 (2.8%)	9 (2.3%)	119 (29.8%)	59 (14.8%)	52 (13.0%)	0 (0.0%)	8 (2.0%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	237 [1.1%]	181 (76.4%)	27 (11.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (2.1%)	3 (1.3%)	51 (21.5%)	24 (10.1%)	22 (9.3%)	0 (0.0%)	5 (2.1%)	0 (0.0%)
	40 [0.2%]	23 (57.5%)	6 (15.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (5.0%)	2 (5.0%)	15 (37.5%)	6 (15.0%)	9 (22.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1,283 [6.1%]	230 (17.9%)	128 (10.0%)	38 (3.0%)	266 (20.7%)	147 (11.5%)	127 (9.9%)	602 (46.9%)	248 (19.3%)	132 (10.3%)	11 (0.9%)	211 (16.4%)	0 (0.0%)

注1：〔 〕内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格を含む。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

令和3年10月末現在 〔別表5〕地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（滋賀労働局） （単位：人）													
	特定技能 計	特定産業分野（注）											
		介護	ビルクレー ニング	素形材 産業	産業機械 製造業	電気・電子 情報関連 産業	建設	造船・船用 工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業
飲食料品 製造業													
外食業													
総数	236	20	1	2	37	3	6	0	1	0	2	5	0
注：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた14分野をいう。													